

令和6年(2024年)2月7日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容	感染症名	期間
南本通小学校	学級閉鎖 2学級	新型コロナウイルス	2月7日～2月11日
上湯川小学校	学年閉鎖	新型コロナウイルス	2月7日～2月11日
弥生小学校	学年閉鎖	インフルエンザ	2月7日～2月11日
青柳小学校	学年閉鎖	インフルエンザ	2月8日～2月12日

2 臨時休業等の状況(2月7日時点)

(1) 新型コロナウイルス感染症

- ・学級閉鎖 1校 2学級
小学校 1校 2学級
- ・学年閉鎖 1校 1学年
小学校 1校 1学年

(2) インフルエンザ

- ・学年閉鎖 1校 1学年
小学校 1校 1学年

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課(21-3545)